

新型コロナウイルスの対応について（第8報）

2020年4月8日

在宅勤務の延長（東京地区）

4月7日に発令された「緊急事態宣言」を受けて、対象地域である国内事業本部 東京支社および、海外事業本部 東京事務所について、在宅勤務を5月6日(水)まで延長することとします。

なお、対象地域外の本社および支店につきましては、感染症対応策および集団感染リスク対応をより自覚、厳守し、通常営業します。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。